

子ども家庭局 住まい支援策について

1. 対象者は？

- ・ひとり親家庭
- ・社会的養護対象者（里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者）

2. 支援策は？

ひとり親	社会的養護対象者
母子父子寡婦福祉資金貸付金(P1)	社会的養護自立支援事業(P3)
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(P2)	身元保証人確保対策事業(P3)
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(P5)

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目 的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その**経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進**することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、**⑨住宅資金**、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【令和4年度予算】13.5億円

貸付実績《令和2年度》

- ① 母子福祉資金：128億8,248万円（22,425件）
- ② 父子福祉資金：7億5,285万円（1,368件）
- ③ 寡婦福祉資金：3億806万円（460件）

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

ひとり親家庭住宅支援資金貸付

R4 予算：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

目 的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

対 象 者

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

貸 付 額 等

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利 息：無利子

償 還 免 除 ・ 猶 予

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実 施 主 体 ・ 補 助 率

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9/10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担（特別交付税措置）

社会的養護自立支援事業等

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

①社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助する。

②身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料を補助する。

2. 拡充内容（令和4年度予算案）

【社会的養護自立支援事業（拡充）】

<支援コーディネーターの配置>

- ・取組状況に応じた加算を創設（コーディネーターが20ケース以上に対応している場合、補助員の配置等に要する費用を加算）
- ・複数名を配置できるよう補助単価を見直し（1自治体1名分 → 児童相談所当たり1名分に拡充）

1か所当たり 6,224千円 → 1か所当たり 6,224千円 + 2,009千円（加算）

※複数名配置する自治体は、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能

<医療連携支援（拡充）>

- ・自立支援を行う機関における医師の配置促進を行うとともに、医療機関への同行支援等の取組の強化を促すため、補助単価を引上げ

1か所当たり：5,900千円（年額） → 1か所当たり：7,842千円（+1,942千円）

※医療機関への同行支援を行う場合、557千円を加算

<就労相談支援（拡充）>

- ・ハローワーク等の就労支援機関への同行支援など、取組の強化を促すため、事業費を創設 → 事業費：557千円

【身元保証人確保対策事業（拡充）】

- ・身元保証人確保に必要な保険料の補助について、対象を措置解除等から2年以内の者から、措置解除等から5年以内の者まで拡大する。

3. 補助基準額等

①社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,224千円 + 2,009千円（加算）（20ケース以上に対応している場合） <<拡充>>
※ 複数名配置する場合、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能 <<拡充>>
- ・ 居住費支援 1人当たり月額 397千円（児童養護施設） 等
- ・ 生活費支援 1人当たり月額 52,120円（就学・就労をしていない者）、11,360円（就学している者） 等
- ・ 生活相談支援 1か所当たり 10,196千円（常勤2名以上配置）
- ・ 就労相談支援 1チーム当たり 5,739千円 ※ 就労支援機関への同行支援を行う場合、557千円を加算 <<新規>>
- ・ 学習費等支援
（特別育成費） 基本額 1人当たり月額 24,420円 補習費 1人当たり月額 20,000円
資格取得等特別加算 1人当たり 57,610円 補習費特別分 1人当たり月額 25,000円
- ・ 医療連携支援 1か所当たり 7,842千円 <<拡充>> ※ 医療機関への同行支援を行う場合、557千円を加算 <<新規>>
- ・ 退所後生活体験支援 1人当たり：53,700円
- ・ 法律相談支援 1か所当たり：3,000千円

②身元保証人確保対策事業

- ・ 就職時の身元保証 年間保険料 10,560円
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料：19,152円
- ・ 大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料：10,560円
- ・ 入院時の身元保証 年間保険料：2,400円

【実施主体】①都道府県、指定都市、児童相談所設置市

②都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の種類（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

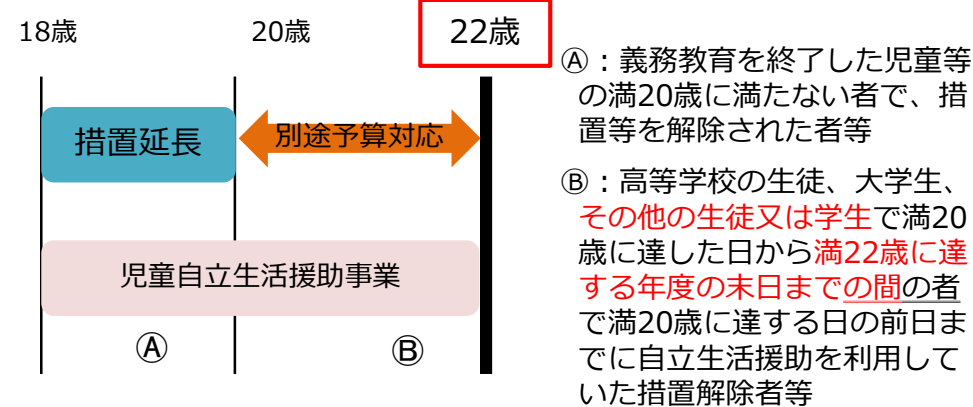
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

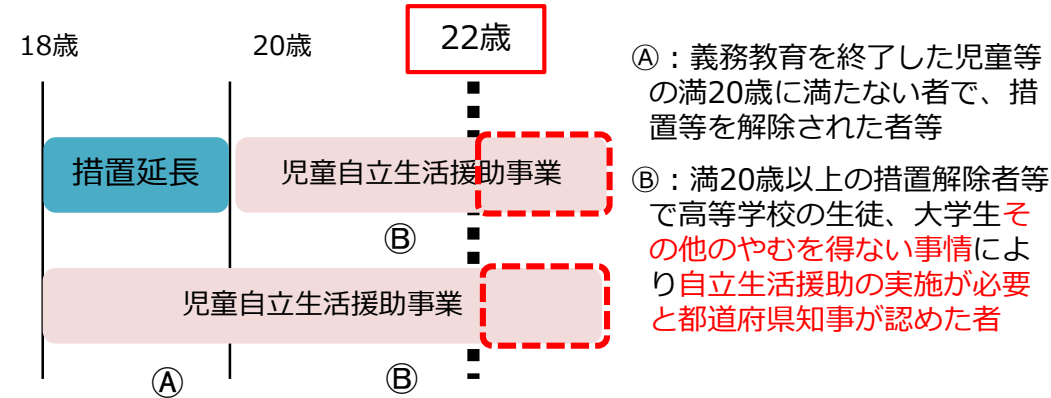
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和3年度第1次補正予算額：2.1億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、**家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。**

拡充内容

- 施設退所者等に対する貸付について、主に施設退所時に申請を行うものとしているが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充する。

（参考）貸付額・貸付期間等

（1）就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：3年間（求職期間を含む）

【生活支援費貸付】貸付額：月額8万円、貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

（2）進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円、貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）、貸付期間：正規修学年数

- （3）資格取得希望者（児童養護施設等に入所中の者、里親等に委託中の者、退所等から4年以内で大学等に在学中の者）

【資格取得支援費貸付】貸付額：25万円

※5年間の就業継続を満した場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

（実施主体）都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人（補助率）定額（国：9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担